

令和4年6月15日
こども未来部保育課

江東区南砂第二保育園外1園の指定管理者の選定手続きについて

「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」及び「江東区保育所条例」に基づき、江東区南砂第二保育園については平成20年4月1日から、江東区南砂第四保育園については平成30年4月1日から指定管理者制度による管理運営を行っているところであるが、令和4年度末をもって現在の指定期間の満了を迎えるため、次のように再選定の手続きを実施する。

1 施設の名称・施設所在地

施設の名称	施設所在地
江東区南砂第二保育園	江東区南砂二丁目3番1-101号
江東区南砂第四保育園	江東区南砂二丁目3番4-101号

2 現在の指定管理者・指定期間

施設の名称	現在の指定管理者	現在の指定の期間
江東区南砂第二保育園	社会福祉法人 わかみや福祉会	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで
江東区南砂第四保育園	株式会社 日本保育サービス	

3 選定方法

非公募による選定
(非公募の理由)

- (1) 利用者と施設事業者との高度な信頼関係が求められる保育施設において引き続き管理を行うことで、安定したサービスの確保と事業効果が期待できる。
- (2) 適正に保育施設の運営を行っている。
- (3) 年度評価(平成30年度～令和2年度)も優れており、指定管理者としての能力及び実績が十分にある。
- (4) 利用者アンケートでも多くの保護者から「大変満足」及び「満足」との高い評価を受けている。

4 今後の日程（予定）

日 付	内 容
令和4年8月	江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会で指定管理者候補者の決定
令和4年10月	第三回区議会定例会において指定議案の議決
令和5年3月	協定書の締結
令和5年4月	指定管理者による運営開始